

広報

2018
(平成30年)



the most beautiful
villages in japan

曾爾

そに

11



ふらっと
再発見!!

曾爾の食材を使ったシェフの料理を食べたり野菜の収穫・調理体験が楽しめる「FOOD HUB SONIC」が10月20日に初開催。村内外からの多くの来場者でにぎわいました。

議会だより P2

むらの話題 P8
空き家を使った芸術祭「はならあと」が曾爾村で開催されました!、FOOD HUB SONIC(そののわマルシェ2018)が開催されました、「曾爾の獅子舞」、祝 長寿・米寿 ほか

お知らせ P14
検察審査会制度をご存知ですか、11月はねんきん月間です、へき地巡回診療のお知らせ、秋季火災予防運動 ほか

みんなの広場 P20
ほけん事業予定表 ほか

議会だより

9月定例会一般質問

9月定例会の一般質問の要旨は、次のとおりです。（発言順）

■大向重信議員

問い ①台風12号による被害状況と復旧に向けた対応について

7月の台風12号は異例の進路をとり曾爾村に大雨警報が発せられ、未明の1時間降水量は、観測史上最多の100ミリ前後を記録したことから、村内の各地域に多くの被害をもたらしました。

近年、時間降雨量100ミリ以上の降雨が頻発するようになり、降雨パターンが変化してきていることから同じような被害やこれ以上の被害がでる可能性があると思われます。

こうしたことから、各集落の道路や

排水路の点検など日常の管理が重要であり、新たな仕組み作りが必要と考えます。被災箇所については、早急な復旧に向けての取り組みを進めていかなければなりません。集中豪雨により家屋被災者の方々に対する村の支援策は、どのようなになっているのか。

また、村道被害や林道被害、河川災害、農地災害などの査定について、補助対象に該当するもの、該当しないものの対応策を考える必要があると思われませんが、この12号台風による村内の被害状況と復旧、復興に向けての今後の対策について、村長の考えはどうか。

答弁 (芝田村長)

①村道については、各大字の総代からの要望や職員の日常のパトロールで支障となる箇所などを建設業者に依頼し対応しているところですが、全てにおいて対応することは極めて困難であり、住民の自主的な防災活動である地域の助け合いの支援が必要となってきます。

自分たちの地域は自分たちで守るという隣保共同の精神、いわゆる自助、共助の精神のもと自分たちでできる管理は自分たちで行い、自助、共助でできない清掃や管理については、公助が行うという体制づくりを進めていかなければならないと考えています。

また、家屋（宅地）災害については、特に宅地単独災害については、ご承知の通り現行法では対策はなく、隣接する地目（農地、治山）などの災害復旧制度を活用し、その対応をしているところ です。

なお、家屋（宅地）被災者への支援、村道、林道、農地、河川災害等の被害状況と復旧向けの対応等、現在の状況について、担当課長から説明します。

説明 (中川地域建設課長)

①現時点で把握している家屋・宅地被災は、家屋被災が葛1箇所、伊賀見1箇所、宅地被災が長野1箇所、伊賀見1箇所あります。家屋被災者の方への支援は、ハードとして、村道、河川、

農地、治山等の隣接の地目により、災害復旧事業の制度を活用できるか、現在、関係各所と協議中です。

家屋被災については、制度活用した場合でも事業費が高額になり、負担金等のハードルは高いと考えています。概算事業費を現在、算出していますので、家屋被災者へ説明し、理解を求めたいと考えています。

2件の宅地被災については、公共土木構造物の被災が原因ですので、増破の危険性もあることから、早急に対応しているところです。

また、村道や林道、農地及び農業用施設災害の現在の状況は、台風12号災害の崩土除去など緊急業務について、61箇所の内、40箇所、現場は完了していますが、台風20号、21号災害で新たに緊急業務で実施しなければならぬ箇所が23箇所、発生しています。

次に、国庫補助災害については、公共土木災害が9路線13箇所、林道災害が3路線9箇所、農地農業用施設災害が16箇所です。

特に農地農業用施設については、負担金の関係上、減少する可能性があります。査定については、西日本豪雨災害の影響で国のスケジュールが遅れています。予定では、農業用施設災害査定は、10月初旬、林道の災害査定と公共土木災害査定は、10月下旬です。現在、査定に向け、測量と積算をしており、県と調整しているところです。

また、国庫補助の採択基準から外れた災害については、単独災害も考えていますが、これについても一定のルールがあり、全部採択することはできません。このことから、林道、農地農業用施設災害で採択できない箇所については、予算の範囲内ではありますが、原材料費を予算化していますので、要綱に則り、執行していきたいと考えています。

■大向重信議員

問い ②村道小長尾線改良事業について

村道小長尾線は、緊急輸送道路の役

割や生活道路、通学路、村施設である

クラインガルテンや屏風岩公苑のアクセス道路として、村の観光や産業の振興に大きな役割を担う重要な道路です。村長の施政方針でも道路整備、産業の振興、来訪者との交流を最重要課題と捉えておられます。現在、幅員が狭く車両対向が困難であると同時に見通しが悪く、歩行者の安全が十分に確保されていない等により幅員の改良工事が進められ、計画区間の約700メートルの半分が第一期工事として、平成30年度で完成する予定となっています。この計画区間の700メートルが拡幅されることで、人々の交流、村の観光や産業の振興に大きな機能を果たしていくことに繋がり、そのためにも、引き続き、残り区間の約350メートルを第二期工事として着工が急がれます。

また、地域の人々やクラインガルテン入居者の方々、観光シーズンに訪れてくれる方々も予定されている区間の早期改良を心待ちされていますが、村

長の考えはどうか。

答弁 (芝田村長)

②村道小長尾線は、平成26年度に測量設計、27年度には用地買収を終え、平成28年度から本格的に工事を開始しているところです。

道路改良工事は事業費が大きいため、平成22年度に創設されました、国の社会資本整備総合交付金を活用しており、議会からも交付金の満額獲得に向け要望もしていただいています。

しかしながら、重点配分とはならず、工事は遅れていましたが、災害避難所の指定及びヘリポートの整備等による重要な路線として再要望し、国の補正予算対応により交付金が配分され、一期工事は平成30年度完了の予定となっています。

今年度完了する部分については、様々なアクセス道路として多額の交付金を補正予算により増額交付決定されていますが、2期工事については、配分額が大幅に減少する可能性があります。早期着工に向けて計画的に進めて

いきたいと考えています。

また、国では地域活性化につながる事業としての社会資本総合整備交付金予算は年々減少していますので、交付金の獲得に向け県町村長会などを通じて、国に強く要望していきたいと考えています。

■堂浦鶴清議員

問い ③防災訓練の充実と被災者支援について

昨年から防災訓練を実施しているが、豪雨災害に対しての避難訓練も実施する必要があるのではないかと。

特に、自主防災組織や消防団など地域の組織を巻き込んだ防災訓練を実施して、防災意識の向上を図ることが必要と考えます。これから高齢化がますます進むなか、今後の防災訓練をどう進めていくのか、その所見を伺う。

次に、本村の被災された方に対する支援については、災害弔慰金の支給に関する法律の規定に準拠した「曽爾村災害弔慰金の支給に関する条例」が昭

和49年6月に制定されています。その補助内容は、災害によって不幸にしてお亡くなりになった場合は災害弔慰金、障害を負った場合は障害見舞金を支給することになっています。また、被災された方に対しての援護資金として貸し付けできると定められており、この貸付利率が年3%となっています。

今の低金利時代では少し高いと思いますが、見直す考えはあるのか。村長の考えはどうか。

また、被災者生活支援法の適用とされない災害であっても市町村独自で、災害見舞金や被災者生活支援金などを給付できる要綱などを定めているところもあります。

近年は、自然災害が甚大になる可能性が高いことから、村民の皆さんに少しでも安心していただける新たな制度を今の時代に合わせて考えるべきと思います。村長の考えはどうか。

答弁 (芝田村長)

③防災訓練については、昨年度から村民の避難訓練と防災リーダー等の研修

を実施しました。今後も毎年引き続き、実施していきたいと考えています。

一度災害が発生すれば、行政や防災関係機関は、可能な限り最善を尽くし対応しますが、全てにおいて対応することは極めて困難であり、住民の自主的な防災活動である「地域の助け合い」の支援が必要です。自分たちの地域は自分たちで守るという隣保共同の精神、いわゆる、自助、共助の精神のもと、地域のことを一番知り尽くしている「各大字の自主防災組織」の育成、そして強化のための協力的体制づくりが必要であると考えています。

そのことから、自主防災組織や消防団を巻き込んだ防災訓練を実施しなければと考えています。

今後は、村全体の防災訓練と平行して、各大字の自主防災組織が主体となり、任務分担に基づいた役割を確認する訓練を平成31年度から実施するよう、各大字の自主防災組織に働きかけていきたいと考えています。

次に、被災者支援の「曽爾村災害弔慰金の支給に関する条例」については、昭和49年6月、国の法律に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的に制定されています。

その中で、災害援護資金は、措置期間中については無利子とし、措置期間経過後は年3%となっています。

この利率については、平成30年7月30日付け、知事から災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について通知がありました。内容は法律改正により、市町村の政策判断に基づき、災害援護資金の貸し付けについて、低い利率での貸付を可能とし、被害者のニーズに応じた貸し付けを実施できるよ

う、必要な措置が講じられたということとです。そのことから、貸付利率については措置期間経過後は、延滞の場合を除き年3%以内と条例で定める率になりますので、低金利時代の中で、また目的に沿って、条例の一部を改正し見直していきたいと考えています。

次に、被災者生活再建支援制度については、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています。また、対象となる自然災害は、災害救助法が該当した市町村では人口が5,000人未満の場合、住家が滅失した世帯が30世帯以上、また、災害救助法が該当しない市町村では10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合が対象となります。

支援金の支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の

再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合計で最高額は300万円となっています。

近年は地震や台風などの自然災害が想定外に大きく、甚大な被害が発生する可能性があります。台風12号の被災を鑑み、村民の安全、安心のために村単独の制度を検討していきたいと考えています。

単独で生活支援金などを給付できる条例や要綱等を制定している市町村の現状等も踏まえ、担当課長から説明します。

説明（吉田総務課長）

③今ある支援として、災害弔慰金、災害障害見舞金の制度があります。これは、不幸にして死亡された場合、生計維持者の方については、500万円、その他の方については、250万円の災害弔慰金の支給制度です。また、障害を負われた生計維持者には、250万円、その他の方には、125万円の給付制度です。

次に、被災者生活再建支援法の法

律が適用された場合、全壊等の住宅に、100万円の基礎支援金が給付され、大規模半壊では、50万円の支援です。その住宅を再建する方に対して、200万円の加算、補修される方に対して、100万円の加算、賃貸される方は、50万円の加算があります。

この被災者生活支援法は、奈良県が運営します。現在、曽爾村では、支援法の適用を受けている災害はありません。

次に、災害義援金の制度は、奈良県地域福祉課、市町村が窓口で、家屋被害では、床上浸水以上が対象となっています。

次に、社会福祉協議会が運営する生活福祉資金制度があります。これは住宅の増改築や補修などの小口の融資制度で、最高で250万円です。このように個々の家屋を再建される場合は、現在、貸付制度しかない現状です。

他方、全国の被災者支援等の事例について、調査したところ、最近では、平成28年の熊本地震を対象に、被災宅

地復旧補助金交付要綱が制定されている自治体があります。こういった要綱は、生活再建支援法が適用されない場合について、市町村が独自に補助する制度です。

■木治正人議員

問い ④災害時避難所の検証と対策について

台風による避難指示により村内6カ所の施設利用をされた方がおります。

各施設において避難場所として設備の充実について避難者の安心と安全の確保をするため不備な点、また備品等の確保など把握されたのか。

曾爾村安全安心の村づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例が施行されています。検証による今後の対策として、改善すべきだと考えますが、村長の考えはどうか。

答弁（芝田村長）

④台風12号では、8世帯15名、20号では23世帯40名、また、21号では39世帯61名が避難しました。その結果、避難

場所の設備として、今後、設置を検討すべきものとしては、テレビの設置や旧下曽爾小学校体育館では、間仕切りの設置、特にトイレの設置が必要であると検証しています。

食料品等については、備蓄計画に基づき、今後、整備していきたいと考えています。

また、防災、減災に対する事業、災害発生時における応急対策、復旧、復興に対する事業及び被災地への支援活動等に対する事業に要する経費の財源に充てるため、曾爾村安全安心の村づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例が平成26年3月に制定されていますので、今後、村単独の支援財源として計画的に毎年基金を積み立てていきたいと考えています。

詳細については、担当課長から説明します。

説明（吉田総務課長）

④9月4日の台風21号に準備した避難所への備品類は、各避難所へ毛布をそれぞれ配布し、山粕ふれあいセンター

と旧下曾爾小学校体育館では、ブルー

シートとスリッパを準備しました。そ

れから、避難者の食料品として、カン

パンを準備しました。食料品について

は、備蓄計画に基づき、4年間で購入

することになっていますが、前倒しも

検討しています。

また、旧下曾爾小学校体育館について
は、空調設備もないことから、早急

に対応する必要があると考えていま
す。

■本治正人議員

問い ⑤災害復旧事業にかかる分担金

の検討及び村税・国保税の軽減につ
いて

台風により国・県に要望している

災害について、公共関係11件79、

500千円、農業関係では農地11件

26、100千円、施設2件2、

200千円、林業関係では林道3路線

30、000千円と聞いています。事

業完了時に発生する分担金は、農地災

害復旧事業20%、以外の事業について

は15%の分担金が課せられます。

曾爾村の行う土木建設事業にかかる
分担金徴収条例が施行されています。

第5条の課賦基準・第7条のその他に

おいて各条は村長が定めるとありま

す。

今般大字総代より分担金の軽減につ
いての要望書が村当局・議会に対し提
出されています。

分担金比率・分担金の軽減について
議会においても議論し判断を委ねると
ころですが、分担金徴収についての基

本的な考え方を村長に伺う。

また、村税条例・国保税条例に基づ
き、災害による被災者に対する村税等
の減免に関する要綱では本人申請であ

りますが、現在申請はあるのか。また
助言等を行うのか、村長に伺う。

答弁 (芝田村長)

⑤災害復旧事業にかかる地元分担金に

ついては、林道災害と農地及び農業用

施設災害が対象となります。近年、西

日本豪雨のような大規模な災害が日本
各地で頻発しており、そのことから国

の激甚災害指定が受けづらくなってき
ており、台風12号について、今のところ
激甚指定がされておられません。

しかし、農地及び農業用施設災害に

ついては、激甚災に指定されなくて

も、暫定法による、増高申請という補

助率をアップする制度があり、査定で

各市町村3箇所以上、国庫補助を採択
されれば、毎年1月中旬にこの申請をし

ますと、これにより、全体の被災金額
や農地面積、受益面積などにより計算
され補助率のかさ上げがあります。

各市町村では、全国の査定が終了し

た、1月中旬にはある程度の補助率が確
定しますが、現時点では農業関係の地
元分担金は最大で農地災害は20%、農

業用施設災害は15%としか回答するこ
とができないのが現状であります。

また、林道災害の補助率は最低50%
で農業災害のような増高申請はなく、

林道の延長や災害規模により少しは補

助率はアップしますが、あまりアップ

を望むことはできません。受益者の分
担金は最大で15%というものの、今回

のような被災金額が大きければ分担金

も大きくなります。分担金の軽減の要

望もいただいています。林道災害は

自己の管理が大きく起因しております。

す。

林業の低迷により、山林の荒廃が進
んでいる中で分担金については大きな
課題であります。

これらを踏まえ、今後、議論する必
要があり、分割納付も含め、地元負担
金が少しでも軽減できるよう努力して

いきたいと思っています。

次に村税、国保税の軽減について

は、住宅や家財、農地や宅地が被災し
た場合、村税や固定資産税、国民健康
保険税の減免措置の制度があります。

詳細については、担当課長から説明
します。

説明 (宇山住民生活課長)

⑤被災した場合の村税等の減免基準

は、村民税では、住宅又は家財が災害

により受けた損害の金額から保険金な

どにより補てんされるべき金額を除い
た価格が、その10分の3以上であるも

のが、減免の対象となっています。さらに所得によって、減免の割合が8分の1から全額まで分けられています。

固定資産税では、土地については、農地または宅地について、減免措置があります。被害面積が10分の2以上10分の4未満である場合の10分の4の減免から、10分の8以上の被害がある場合の全額免除まで、4段階に分けられています。家屋については、被災した家屋価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合の10分の4の減免から、全額免除までの4段階に分けられています。

国民健康保険税の減免では、家屋価格の10分の3以上の価値を減じた場合となっており、損壊の程度と所得により、減免の割合が8分の1から、全額免除まで定められています。今現在、先般来の台風により、税の減免申請はありませんが、制度に該当する可能性のある事案については、制度の説明や助言を個々に行いたいと考えており、周知についても、広報あるいはホーム

ページで広報していきたいと考えています。

■本治正人議員

問 ⑥掛カーブにおける交通安全対策について

本村における過去5年間の交通事故件数は、曾爾駐在所の調べによると213件発生しており、その内、大字掛地内では30件、この内「掛カーブ」における事故数は10件となっています。

事故発生を受け、宇陀分署長を招き議会研修を実施したところであります。現在「掛カーブ」における交通安全対策として本年2月には、減速線、カラー舗装の引き直し、急カーブ注意の表示引き直し、周辺道路舗装のやり直し等が実施されています。しかしながら、「掛カーブ」における人身事故が増加している傾向にあると説明を受けたところであり、今後考えられる交通安全対策として、道路構造の改修が必要であることも確認できました。

そこで、村民の安全安心のためにも2段階カーブといわれる「掛カーブ」を抜本的に改修するため、道路の構造を変更するよう県当局、警察等関係機関に対し、本格実施に向け政治的配慮が必要だと考えますが、村長の考えはどうか。

■答弁（芝田村長）

⑥掛カーブにおける交通安全対策については、掛の尾上橋から二瀬橋の間の急カーブで事故が多く発生しており、平成29年11月に宇陀土木事務所へその改善に向けて要望しました。

その結果、2月に舗装のやり直しや減速線、急カーブの表示の引き直しを実施していただきましたが、抜本的な改善ではなく、今後はカーブの修正や横断勾配の修正など抜本的な改修を管轄する宇陀土木事務所はもちろんのこと、交通安全対策であるため警察関係機関（公安委員会）からも働きかけをしていただくように強く要望するとともに、安全運転、特にスピードを出さないように交通安全協会とも連携しな

がら啓発活動にも、なお一層取り組んでいきたいと考えています。

■議会傍聴のお知らせ

本会議や常任委員会・特別委員会は一般に公開され、個人でも団体でも自由に傍聴できます。

次回定例会は、12月です。
議会日程等は、ケーブルテレビ等でお知らせします。



本会議の様子

空き家を使った芸術祭「はならあと」が曽爾村で開催されました！

価値ある空き家を活用した芸術祭「はならあと」が10月11日～15日に曽爾村で開催されました。

はならあとの開催は今年で2年目。大字今井の松田家古民家、旧音楽教室と太田店がメイン会場、大字塩井のUrushi Base Soni NENRIN (ねんりん舎) と大字山粕の山本邸がサテライト会場になり、県内外から5日間でのべ657人が訪れました。古民家の風情ある和室や井戸のスペースを活用した芸術作品の展示のほか、ダンサーや打楽器奏者、美術家などが即興で演劇をするパフォーマンス、音楽教室でかつてオルガンを教えていた先生が、来場者と一緒に音楽の演奏をするなど、多彩なイベントに会場がにぎわいました。14日には、第9回曽爾シネマがあり、「あたらしい野生の地」が上映。親子連れなどが、作品や、出展された屋台での飲食を楽しみました。

出展作家（敬称略）＝熊田悠夢、木下栞、neco、櫻井あかね、山本雅彦、阪本修、黒川岳、邂逅、Lyhica ほか

松田家古民家（作品の展示、曽爾シネマ）



↑書の世界（木下栞さん）



↑木彫りのオルゴール（熊田悠夢さん）



↑曽爾シネマの様子



↑出展ブースに集う来場者

旧音楽教室と太田店（ペイント作品の展示、即興パフォーマンス、音楽ライブ）



↑かつての音楽教室の先生（左から2人目）の演奏も

←来場者が思い思いに音楽を奏でる場面も

Urushi Base Soni NENRIN（漆作品の展示、ガラスワークショップ）



←漆作品の展示（阪本修さん）

山本邸（陶芸作品の展示、茶会「一寸一服」）



↑お茶会「一寸一服」会場

←陶芸作品の展示（山本雅彦さん）

バーナーを使ったアクセサリー作り体験（Lyhicaさん）



奈良・町家の芸術祭

はならあと

ART FESTIVAL HANARART

FOOD HUB SONIC(そにのわマルシェ2018)が開催されました

曽爾の食材を使ったシェフの料理を食べたり、野菜の収穫・調理体験が楽しめる食のイベント「FOOD HUB SONIC(そにのわマルシェ2018)」(主催:一般社団法人 曽爾村農林業公社)が20日、曽爾村大字今井の民宿2・7グラウンドと向かいの圃場で開催されました。この日を機に、村内の飲食店では、曽爾産食材を使ったメニューを定番化し、来訪者に向けた曽爾の地の魅力の発信を進めていきます。あわせて曽爾産食材が曽爾村内で循環する輪を広げていきます。

◆ FOOD AREA(フードエリア)

FOOD AREAでは、奈良市内のイタリアン「トラットリアピアノ」の稲次知己シェフらによる曽爾村特別メニュー「曽爾村猪肉のラグーと曽爾高原ほうれん草リングイーネ 田舎味噌仕立て(パスタ)」や「ヤマトポーク・ビーツ・コンニャク・ジャンボピーマンの肉詰めスパイスカレー、イタリア茄子と冬瓜のココナッツカレーの合かけプレート」を提供。合わせて、村内8つの飲食・加工業者による曽爾産メニューも行列ができる人気振りでした。村内の若手農家が新鮮な野菜を直売するマルシェにもにぎわいました。同時開催した「第3回曽爾村美人プログラム」では、明治国際医療大学の伊藤和憲教授による健康相談会「養生について」を実施しました。



↑シェフズキッチンブース



FOOD AREAで出された曽爾村の飲食店メニュー

- 曽爾の具だくさんぼたん鍋(2・7)
- ポテトフライ 曽爾の野菜ディップソース(TOPOS)
- 曽爾高原バーガー(Farm SORA~曽楽~)
- カうどん(豊栄)
- 手づくり田舎こんにゃく(びょうぶ山桜の郷)
- 鹿肉とゴロゴロ野菜の赤ワイン煮込み(森のオーベルジュ 星咲(きらら))
- 曽爾高原ウインナー(曽爾村農林業公社)
- 曽爾高原ビール(曽爾高原ファームガーデン)

◆ FARM AREA(ファームエリア)

地域おこし協力隊の浅田仁美さんが試験栽培するトマトや、黒岩嘉平さんの菊芋、田合完さんのサツマイモ、今井薬草生産組合の大和当帰などの収穫体験を実施。薪ストーブを使い、収穫した野菜をトッピングしてピザを作って食べる体験ワークショップも人気を集めました。敷地内で実施した薪割り体験には親子連れなど大勢が参加し、にぎわいました。



↑ファームエリア受付



↑トマト収穫体験を実施した地域おこし協力隊の試験ハウス



↑大和当帰の収穫体験

「モバイルキッチンが登場!」

曽爾産の檜を使ったモバイルキッチン(移動型の木製台所)を曽爾村農林業公社が製作し、この日のイベントに初めてお目見えしました。朝からキッチンのスタッフが、来場者が収穫したばかりの野菜を預かり、天ぷらにしたり、ゆでたりしました。モバイルキッチンは、今後移動型のカフェなどとして、村内で活用していきます。



←ファームエリアに登場したモバイルキッチン

「曾爾の獅子舞」

10月7日(日)「五穀豊穡」と「村の安全」を祈念して「曾爾村郷土芸能発表会」が門僕神社境内にて開催され、長野・今井・伊賀見の各奉舞会、曾爾中学校による獅子舞が披露されました。昨年節目の300年祭を終え、新たな歴史への一歩にふさわしい熱い思いのこもった演舞に、胸を熱くした発表会でした。



曽爾村民ソフトボール大会

10月21日(日)、曽爾中学校グラウンドにおいて曽爾村体育協会主催「村民ソフトボール大会」が開催されました。

激戦を制し優勝に輝いたのは、葛チームでした。惜しくも決勝で敗れてしまいましたが、伊賀見チームが準優勝となりました。

各大字の選手や役員の皆様のご協力が無事大会を終えることができました。ありがとうございました。



優勝



準優勝

山粕春日神社「子どもみこし」

10月8日(月) 山粕春日神社の秋祭りで、恒例の「子どもみこし」が山粕区内を練り歩きました。太鼓の音に合わせて、子どもたちの元気な「わっしょい」の音が響きました。写真は、「子どもみこし」を引き終えた後の子どもたちです。笑顔の子どもや、少し疲れた表情の子どももいますが、みこしを引き終えた後の満足感でいっぱいです。

「子どもみこし」はだれでも参加できますので、来年はもっとたくさん子どもたちが参加してくれることを願っています。消防団の5レンジャーも子どもたちを楽しませてくれます。



アサギマダラ歓迎祭り

去る10月8日、14日に伊賀見フジバカマ植栽地で「アサギマダラ歓迎祭り」が開催されました。昨年は多くのアサギマダラが曽爾村に飛来しました。今年は花の開花が少し遅れており、昨年よりも少ない状況でしたが、元気いっぱいにかたくフジバカマ畑を飛び交う姿を見ることができました。

会場は屋台や尺八、三線の演奏会もあり、地元の方や観光客で賑わいました。

主催：曽爾街道風景づくり隊

お問い合わせ：曽爾村観光協会 ☎94-2106



菅爾村
最高齢者



113歳に
なられました!

備後クラさん (山粕)

祝 長寿・米寿

高齢者保健福祉月間の9月に、村内最高齢者をはじめ、芝田村長が敬老訪問を行いました。みなさん、いつまでもお元気でお過ごしくださいね。

なお、米寿を迎える方々(昭和5年1月1日～12月31日生まれ)には、健康・元気・長寿の秘訣や日課などについてコメントを頂きましたので、ご紹介します。

米寿88歳のみなさん



内田つや子さん (伊賀見)
・畑仕事をする。よく食べる。



田尻ミズズさん (伊賀見)
・好き嫌いしないで何でも食べる。友達と話をする。



坂井和子さん (伊賀見)
・みんなと話を楽しく過ごす。



西浦マサヨさん (長野)
・たくさん食べる。歌をうたう。



瀧阪静さん (太良路)
・畑の草引き、散歩。なんでも食べる。



土肥秀通さん (葛)
・畑仕事、植木の手入れ。ゴルフボールで足裏のマッサージをする。



森澤武さん (山粕)
・自分のペースで好きなことをして過ごす。



北出清一さん (塩井)
・田、畑仕事。よく動いてしっかり食べる。



小阪郁代さん (長野)
・歩くこと。好き嫌いなく食べる。



大向智恵子さん (小長尾)
・庭の草引き、畑仕事や炊事。



東向嘉代子さん (今井)
・たくさん話をする。野球観戦。



柳岡徳子さん (今井)
・好き嫌いせずよく食べる。編み物をする。

※本人の希望により氏名のみ掲載
井上又三さん (小長尾)

井上君代さん (小長尾)

曾爾村戦没者追悼式

9月26日(水)、先の大戦で尊い犠牲となられた戦没者の方々のご冥福をお祈りするため、曾爾村振興センターにて戦没者追悼式が執り行われました。

式典では慰霊黙祷、国歌斉唱に続き芝田村長が苛烈を極めた戦いの中で祖国の安泰と繁栄を願うとともに家族の安寧を念じつつ戦場で倒れた戦没者を思うとき、万感胸に迫り痛恨の情を禁じ得ません。また、最愛の肉親を失いながらも戦後の混乱を生き抜き、ご子弟を養育され地域社会に貢献してこられたご遺族様の並々ならぬご苦労に対しまして深甚なる敬意を表します。戦後73年が過ぎましたが、戦禍を風化させることなく次代に語り継ぐとともに、曾爾村の美しい景観や地域資源を守り発展に向け専心努力していきますと式辞を述べました。

最後に、参列者一同が戦没者の方々に唱歌「ふるさと」をお供えする意味を込めて合唱し恒久平和を祈念しました。



☆ 曾爾保育園運動会 ☆

9月29日(土) 子どもたちが待ちに待った第17回保育園運動会が小学校の体育館で行われました。たくさんの声援にいつも以上に張り切る子どもたち。力いっぱい頑張った運動会となりました。お越し頂いた皆様、ありがとうございました。



オープニングとして和太鼓演奏!!



ムシバイ菌に変身してダンシング♪



赤・黄組(3、4歳児)パラバルーン☆



青組(5歳児)フラフープ演技!!



たくさん練習したさかあがり!



黄・青組(4、5歳児)組立体操



検察審査会制度 をご存知ですか

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分などの可否を審査する機関です。

審査をした結果によっては、裁判にかけられなかったものを、裁判において審理するように請求できる公的機関です。

あなたの身の回りで、こんなこととはありませんか。交通事故や傷害などの被害にあったのに、あるいは犯罪を告訴・告発したのに、検察官が犯人を裁判にかけてくれない！そんな時は、検察審査会事務局に申立てをしてください。

審査の相談申立ての費用は無料です。秘密も固く守られます。

詳しくは、葛城検察審査会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ

大和高田市大中10014

葛城検察審査会事務局

☎0745531012(代)

11月はねんきん 月間です

日本年金機構では11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と位置づけ、厚生労働省と協力して公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

「ねんきん月間」は、国民の皆様に公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

また、「年金の日」は、国民お一人お一人に「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認していただき、老後の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。

また、日本年金機構では、お客様がインターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確

認できる「ねんきんネット」サービスを提供しています。年金事務所へ問い合わせなくても、24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから、ご自身の年金記録や将来の年金見込額を確認することができます。また、年金支払いに関する通知書の確認や年金支払いに関する通知書及び国民年金保険料控除証明書などの再交付の申請ができるなど、とても便利な機能があります。「ねんきん定期便」・「ねんきんネット」に関するお問い合わせは、左記専用番号へ

☎0570-058155

(ナビダイヤル)

この機会に、公的年金制度の意義やしぐみについて理解に深めていただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

曾爾村役場
住民生活課国民年金係

☎94-2102

へき地巡回診療 のお知らせ

台風24号の影響により、延期になっていたへき地巡回診療を左記のとおり実施します。

誰でも無料で受診できますので、目・耳・鼻・のどのことで、気になっている方は、この機会をご利用ください。

実施日 11月18日(日)

会場 曾爾村老人福祉センター

診療科目 眼科・耳鼻咽喉科

受付時間 午前9時30分～午後

2時(昼休みを除く)

対象者 全住民

費用 無料

従事者 南和広域医療企業団

(医師、看護師、技師、事務等)

お申し込み

電話でお申し込み下さい。

曾爾村役場保健福祉課

☎94-2103

看護職ミニ就職相 談会「交流カフェ」

奈良(東和・中和・南和地区)ではたちこう!

就職・再就職・転職活動に役立つ情報をお届けします。

日時 11月15日(木) 12時30分～16時

内容 交流カフェ(お茶を飲みながら不安や悩みを話し合

いましょう)・求人施設紹介・個別相談会・採血の実

技演習

場所 奈良県看護研修センター

3階大研修室

橿原市四条町288の8

参加費 無料(駐車場有料)

※復職支援研修を同日9時30分～11時30分に行います。

(当日参加歓迎)

お申し込み・お問い合わせ

(公社)奈良県看護協会

奈良ナースセンター

☎0744-254031

秋季火災予防運動

平成30年11月9日(金)～15日(木)まで

「忘れてない? サイフにスマホに 火の確認」(全国統一標語)

空気が乾燥し、火災の増加が予想される時季を迎えるにあたり全国一斉に火災予防運動が実施されます。

期間中は住民の皆さんに火災予防を広く呼びかけ、火災による死傷者ゼロを目指し様々な行事や取り組みを展開します。

【重点目標】

- 1 住宅防火対策の推進
- 2 乾燥時および強風時火災発生防止対策の推進
- 3 放火火災防止対策の推進
- 4 防火安全対策の徹底
- 5 催し物に対する火災予防指導等の徹底
- 6 震災時における出火防止対策の推進

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント 3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災の小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近隣所の協力体制をつくる。

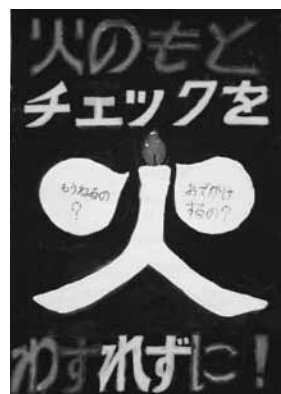
平成30年度防火ポスター募集・審査結果

宇陀市・宇陀郡の小学校4年生から防火ポスターを募集し、応募総数227点の中から審査の結果、最優秀賞(1点)・優秀賞(10点)が決定しました。

ご応募いただいた小学生の皆さん、ありがとうございました!

11月7日から15日までサンクシティ2階において、防火ポスター展を開催致します。

お問い合わせ 奈良県広域消防組合宇陀消防署 予防課
☎0745-82-3199



最優秀賞
横井煌征様(榛原西)

曽爾村から火災をなくそう!

全国一斉「女性の人権ホットライン」

夫・パートナーからの暴力をはじめとして、職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの女性の人権に関わる問題全般について、ご相談をお受けします。相談は無料で秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

日時 11月12日(月)から11月18日(日)まで

電話受付時間 平日:午前8時30分から午後7時まで 土日:午前10時から午後5時まで

インターネット受付時間 24時間(回答は後日となります。)

電話番号 0570-070-810

※電話をおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。

※携帯電話・PHS使用可、IP電話使用不可

URL <http://www.jinken.go.jp/> ※インターネット人権相談フォームに相談内容等を記入して送信すると、後日、最寄りの法務局が回答します。

対象 県内在住の女性 **相談員** 人権擁護委員及び法務局職員

お問い合わせ 奈良地方法務局人権擁護課(☎0742-23-5457)まで

曾爾小学校・曾爾中学校 オープンスクールのご案内

日にち：11月4日(日)

気象警報等が発令された場合は、11月5日(月)に順延。

●曾爾小学校

- ◇授業参観等 9:40～12:00
小学校教員による授業、乗り入れ授業（小学校教員と中学校教員による合同授業）をおこないます。
- ◇わくわくアート 13:00～14:40
奈良教育大学と共同で児童が活動します。
※11月5日に順延になった場合、「わくわくアート」は中止となります。
- ◇校内参観
校内に展示している図画や焼き物などの作品をご覧ください。

●曾爾中学校

- ◇授業参観 8:40～12:30
- ◇全体会 13:35～15:30
 - *音楽部発表
 - *グッドネーミング賞表彰
 - *生活作文発表
 - *ふるさと学習発表・展示
 - *美術科発表・展示
 - *人権学習発表会
- ◇進路説明会：全体会終了後希望者のみ

自衛官の採用上限年齢の引き上げに関するお知らせ

自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢の範囲が、平成30年10月1日以降、以下のとおり改正されました。

種 目	年齢の範囲		応募開始時期
	平成30年9月30日まで	改正後(平成30年10月1日以降)	
自衛官候補生	18歳以上27歳未満	18歳以上33歳未満 (ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の3ヶ月後の末日現在、33歳に達していない者に限る。)	平成30年 10月1日～
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	18歳以上33歳未満 (ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の3ヶ月後の末日現在、33歳に達していない者に限る。)	平成31年 3月1日～

採用試験日程等

種 目	採用予定月	試 験 日	受付期限	試験内容
自衛官候補生	・平成31年3月 ・平成31年4月	・平成30年12月8日(土) ・平成31年1月27日(日) ・平成31年2月23日(土)	随時受付	・筆記試験 ・適性検査 ・口述試験(面接) ・身体検査
一般曹候補生	・平成31年9月 ・平成32年3月 ・平成32年4月	未定 (年2回、5月と9月を予定)	平成31年 3月1日から を予定	1次試験 ・筆記試験 ・適性検査 2次試験 ・口述試験(面接)

詳しくは自衛隊天理募集案内所までお問い合わせください。 ☎0743-63-2540

ホームページ： <http://www.mod.go.jp/pco/nara> E-mail： hq1-nara@pco.mod.go.jp

11月は「児童虐待防止推進月間」です

●児童虐待とは…？

身体的虐待

なく 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼ 溺れさせる、家の外にしめだす など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいいつも汚れている ■ 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない ■ 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣き止まないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



●「しつけ」が行き過ぎると虐待に当たることもあります

子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。



詳しくはこちら▶

子育てに
体罰や暴言を使わない

子どもが親に
恐怖を持つとSOSを
伝えられない

爆発寸前のイライラを
クールダウン

親自身が
SOSを出そう

子どもの気持ちと
行動を分けて考え、
育ちを応援

..... ♣ 児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡下さい ♣

虐待を受けたと思われる子どもがいいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいいたら。

いち はや く
☎ 189
児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。
お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

ならジヨブカフェ セミナー(12月)

日時 ①12月6日(木) 9時
40分～11時50分 面接対策
セミナー

②12月14日(金) 13時30分
～16時30分 コミュニケーショ
ン

③12月20日(木) 13時30分
～16時30分 就活スタートセ
ミナー&インターンシップ活
用術

場所 ①：ならジヨブカフェ(奈

良市西木辻町93-6 エル

トピア奈良内)

②、③：高田しごとセンター

(大和高田市幸町2-33

奈良県産業会館3F)

概要 アットホームな雰囲気
就職活動のコツを学ぶことが
できる参加型のセミナー。参
加費無料。

対象 就職活動中の学生やお
おむね35歳未満の求職者(40
代前半までの不安定就労者

を含む)

定員 各10人程度(先着順)

お申し込み 11月15日から各セ

ミナー前日までに、電話かFAX
で、セミナー名、開催日、氏名
(ふりがな)、居住地の市町村
名、電話番号、年齢、性別を左
記までお申し込みください。

お問い合わせ

ならジヨブカフェ

☎074212315730

FAX 074212315757

[http://www.pref.nara.jp/
item/63392.htm](http://www.pref.nara.jp/item/63392.htm)

奈良労働局から お知らせ

11月は「労働保険適用促進強
化期間」です。

1人でも労働者(パート、アルバ
イトも含まれます)を雇った場合、
事業主は、労働保険(労災保険・
雇用保険)に加入する必要があります。
ます。

また、加入手続きをとられてい
ない事業主の方は、従業員の方が

安心して働けるよう、加入手続き
を行ってください。

お問い合わせ 労働基準監督署

公共職業安定所(ハローワーク)

奈良労働局総務部労働保険

徴収室

☎07421320203

曽爾高原ゆず生産 組合 たわわ から のお願いです

平素はゆず生産組合の活動に
ご支援、ご協力を頂きまして、
ありがとうございます。

本年も、村民の皆様のゆずを
下記のとおり買い求めたく思
います。

買取価格 (1kgあたり) 秀品

¥100円、良品 ¥60円

荷受場所 小長尾公民館

お売りいただける方は、下記
にお問い合わせ頂きますよう
ろしくお願いいたします。

お問い合わせ

ゆず生産組合 たわわ

☎07043605940

写真家とゆく紅葉の旅 at 談山神社

写真の撮り方を教えてもらいながら、秋の談山神社の紅葉を楽しみます。

- 開催日 11月23日(金・祝) 雨天決行・荒天中止
- 講師 野本 暉房 先生
- 集合時間・場所 午前9時30分・JR近鉄桜井駅南口
- 費用 1,500円(昼食代)
- 定員 40名
- 対象 中学生以上(ただし中学生は保護者同伴)
- 申込方法 11月19日(月)までにFAXまたはメールに、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し下記へ
- お申し込み・お問い合わせ 桜井宇陀広域連合事務局 観光探訪係 ☎0744-47-7077
(FAX 0744-47-7078・Eメール info@sakurai-uda.or.jp)



てんいち先生



大規模な土地取引には届出が必要です。 提出期限は契約締結日から2週間以内です。

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む。）をしたときは、権利取得者（例えば、買主）は、契約日から2週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

◎届出が必要な土地の面積

市街化区域	2,000㎡ 以上
市街化調整区域	5,000㎡ 以上
都市計画区域外	10,000㎡ 以上

◎届出先

届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、土地の所在する市町村役場に届け出てください。

◎審査内容

土地の利用目的が、土地利用基本計画などの土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

◎罰則

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6ヶ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳しくは、奈良県地域振興部地域政策課にお問い合わせください。

☎0742-27-8484（ダイヤルイン）

奈良県ホームページ <http://pref.nara.jp/>

蛍光灯・乾電池・陶器・ガラスの収集について

回収日 12月1日(土) ※前日の11月30日(金)に収集場所に出してください。

収集場所 不燃物収集場所（かん・びんと同じ）

品目 蛍光灯（丸管）、蛍光灯（直管）、電球、乾電池、割れた蛍光灯、割れた電球、水銀体温計、陶器、板ガラス、割れたガラス等

お問い合わせ 曽爾村役場住民生活課 ☎94-2102

教育委員会人事（平成30年10月1日付）

教育委員会の人事異動があり、次のように選出されました。

【異動後の構成】

【異動者氏名】

職名	氏名	備考
教育委員	新 大 向 美 保	平成30年10月1日 就任
	旧 山 浦 康 二	平成30年9月30日 退任

職名	氏名
教 育 長	尾 上 清 男
教育長職務代理者	井 作 謙
委 員	土 肥 和 久
委 員	松 井 幸 也
委 員	大 向 美 保

人口1,473人
(- 1)
男 685人
(+ 1)
女 788人
(- 2)
世帯数695世帯
(± 0)
(平成30年10月1日現在)

大字別の人口・世帯数

山 粕	185 (±0)	96 (±0)
掛	107 (-1)	55 (-1)
長 野	180 (+4)	83 (+1)
小長尾	120 (+1)	54 (+2)
今 井	195 (±0)	89 (±0)
塩 井	102 (-1)	49 (-1)
葛	122 (±0)	52 (±0)
太良路	115 (±0)	56 (±0)
伊賀見	347 (-4)	161 (-1)

(平成30年10月1日現在)

高齢者クラブ活動
(全て13:30~)

カラオケ 第1・第3回
大正琴 第1・第3回
民謡 月1回
手芸 月1回
陶芸 第4回
民踊 第2・第4回
大正琴
アミーゴ 月2回
(10:00~)
せせらぎ 月2回
(13:00~)

●発行 曾爾村役場
●編集 総務課
〒633-1212
奈良県宇陀郡曾爾村
大字今井495-1
☎ 0745-94-2101
FAX 94-2066
●印刷 伊和印刷
●広報曾爾題字
故 清水公照
(第207世、第208世
東大寺別当)

ほけん事業予定表 (11月)

事業名	実施日	時間	対象者	場所・内容等
食生活改善推進員 養成講座 保健推進員会	11月2日(金)	13:30~ 15:00	食生活改善推進員 養成講座受講生 保健推進員	○場所: 老人福祉センター ○内容: 講義「歯の健康づくり について」 講師: 曾爾村診療所 鈴木歯科衛生士
食生活改善推進員 養成講座	11月14日(水)	13:30~ 15:30	食生活改善推進員 養成講座受講生	○場所: 老人福祉センター ○内容: 演習「栄養価の計算と 献立をたてる」
へき地巡回診療 (眼科・耳鼻咽喉科)	11月18日(日)	9:30~ 14:00	全村民	○場所: 老人福祉センター ○内容: 眼科、耳鼻咽喉科の診療 ○スタッフ: 南和広域医療企業団 ○費用: 無料
いきいき 百歳体操のつどい	11月20日(火)	13:30~ 15:00	65歳以上の方	○場所: 曾爾村振興センター ○内容: いきいき百歳体操と理学 療法士による健康講座 ○申込: 不要
食生活改善推進員 養成講座	11月29日(木)	10:00~ 14:00	食生活改善推進員 養成講座受講生	○場所: 老人福祉センター ○内容: 調理実習、運動の実践

地方創生イノベーション事業「ゆめの里かずら」からのお知らせ

米焼酎「鎧」は、曾爾村でこだわって育てられた特別栽培米`曾爾米、を使用し、麴造りから瓶詰めまで全て手作業で、丁寧に思いを込めて生産しています。

曾爾村で作られた、曾爾村が詰まった、曾爾村の味。

皆様の大切な方への贈り物に、ぜひお使い下さい。

＜ 鎧 ギフトセット ＞ [限定100セット]

内容量: 720ml入り 2本

価 格: 3,500円(税込み)

*送料は別途必要です。

【ご予約・お問い合わせ】

農事組合法人 ゆめの里かずら

☎0745-96-2315

受付日時 月~金曜日 9:00~16:00



謹んでお悔やみ申し上げます

9月17日 大字掛 平畠ミサエ さん (89歳)
9月24日 大字伊賀見 阪田 文夫 さん (98歳)
10月3日 大字今井 森澤ミノエ さん (100歳)
10月8日 大字今井 小林 惇 さん (90歳)

善 意 銀 行

平畠 潔さんより
亡母 ミサエさんの生前のご厚情に対し金一封
政木 賢二さんより
亡母 英子さんの生前のご厚情に対し金一封
阪田 将博さんより
亡父 文夫さんの生前のご厚情に対し金一封
森澤 勲さんより
亡母 ミノエさんの生前のご厚情に対し金一封
小林 辰也さんより
亡母 惇さんの生前のご厚情に対し金一封
尊い善意をお寄せ下さいまして、誠にありがとうございました。

図 書 室 だ よ り

開館日 月~金曜日(祝祭日は休館) ... 8時30分~17時00分、土曜日... 13時~17時(土曜日の開室は日直対応となります。)

☆平日、図書室に職員がいませんので、教育委員会事務局までお越しください。

○おはなし会 日時 11月8日(木) 10時~11時
場所 曾爾保育園遊戯室

ふれあいサロンの開催について

日時 11月13日(火) 13時~15時予定
場所 曾爾ふれあいセンター(曾爾村大字山粕)
内容 リシアンサスの花と花器を折り紙で折ります。
持ち物 折り紙・和紙・包装紙・竹串
ふれあいセンターでも用意します。